【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるもの）

**第一条の十四**　法第二条第二十一項第五号ロ及び第二十二項第六号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象

二　戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める事由

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるもの）

**第一条の十四**　法第二条第二十一項第五号ロ及び第二十二項第六号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象

二　戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める事由

（改正前）

（新設）